

○国土交通省告示第二百七十七号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十一条の二及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十二条の二の規定に基づき、並びにこれらの規定を実施するため、旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領の一部を改正する告示

（貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領の一
部改正）

第二条 貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領（平成二十四年国土交通省告示第四百五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(遵守事項)

第九条 講習の実施者は、次に掲げる事項を遵守して講習を実施しなければならない。

一〇七 (略)

八 次のいずれかに掲げる方法により、講習を修了した者に対して、講習を修了した旨の証明を行うものであること。

イ 運行管理者指導講習手帳（以下「手帳」という。）の交付

ロ 手帳（他の実施者が交付したものと含む。）への記載等

ハ 修了証明書（当該修了証明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）の交付

(削る)

九 手帳を汚し、損じ、又は失つた者等から、手帳の再交付の申請があつたときは、手帳を交付するものであること。

(削る)

十 受講者から受講履歴の証明の申請があつたときは、第六号の規定により保存している修了者台帳の記録に基づき受講の証明を行うものであること。

十一 受講者が所属する一般貨物自動車運送事業者等からの修了試験の結果に関する照会に対して速やかに回答するものであること。

改 正 前

(遵守事項)

第九条 講習の実施者は、次に掲げる事項を遵守して講習を実施しなければならない。

一〇七 (略)

八 初めて講習を修了した者に対して、運行管理者等指導講習手帳（以下「手帳」という。）を交付するものであること。

九 講習を修了した者の手帳（他の講習の実施者が交付したものと含む。）に講習を修了した旨の証明を行うものであること。

十 基礎講習を修了した者に対して、修了証明書を交付するものであること。

十一 手帳を汚し、損じ、又は失つた者等から、手帳の再交付の申請があつたときは、手帳を交付するものであること。この場合において、受講履歴の証明の申請があつたときは、第四号の規定により保存している修了者台帳の記録に基づき受講の証明を行うものであること。

(新設)

十二 受講者が所属する一般貨物自動車運送事業者等からの修了試験の結果に関する照会に対して速やかに回答するものであること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領の一部を改正する告示案

1. 背景

旅客/貨物自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 48 条の 4 第 1 項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）第 23 条第 1 項の規定により、運行管理者に対して国土交通大臣の認定を受けた講習を受講させなければならないこととされており、通常、当該講習は対面により開催されることから、運行管理者が講習を受講する際、営業所に不在とならざるを得ないなど、旅客/貨物自動車運送事業者及び運行管理者の業務上の支障となる場合があった。

上記を踏まえ、ICT 機器を使用したオンライン講習の普及を促す環境を整えるべく、旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領（平成 24 年国土交通省告示第 458 号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領（平成 24 年国土交通省告示第 459 号）の関連規定について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

講習を修了した者に対し、当該講習を修了した旨を運行管理者手帳により証明することとなっているところ、講習のデジタル化を図るべく、運行管理者手帳による証明を必須とせず、電磁的記録による修了証明書の発行による証明も可能とする旨の改正を行うほか、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 6 年 3 月末

施 行：公布の日